

◎ 令和4・5・6年度物品納入業者登録申請について

有田市に物品の納入(軽微な役務の提供を含む。)を希望する業者については、あらかじめ物品納入業者としての登録が必要となります。ただし、物品・役務一般(指名)競争入札参加資格審査申請をされる方はこの申請をする必要はありません。

なお、この登録を行っても、入札・見積合わせへ参加をすることはできません。入札・見積合わせへの参加を希望される業者は、物品・役務一般(指名)競争入札参加資格審査申請を行ってください。

・ 申請資格

- ※ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ※ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ※ 申請日を基準として同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者であること(組織変更、合併等の事情により同様と認められる者も含む。)
- ※ 市税等を完納していること。
- ※ 営業に関して必要とする許可、認可等を有する者であること。

・ 事前受付期間

令和4年2月1日から令和4年2月28日まで

(物品納入業者登録申請は、この受付期間終了後も随時受付する予定です。)

・ 登録期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

・ 申請書類

申請に必要な書類の名称	内 容
物品納入業者登録申請書	市指定様式
経営事項調査書	市指定様式
市税の納付状況に係る照会の同意書(市内業者)もしくは市税完納証明書	<p>○市税の納付状況に係る照会の同意書(市内業者のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市指定様式 ・有田市内に本店(本社)を有する業者のみ、市税完納証明書の代替として提出することが出来ます。 <p>※有田市内に本店(本社)を有する法人の場合は、代表者個人の同意書も必要です。 <u>※代表者個人の同意書は、代表者の住所及び氏名を記載してください。</u></p> <p>○市税完納証明書(市外業者)</p> <p>市町村役場等で発行 (発行後、3ヵ月を経過していないもの) <u>所在地の市町村(特別区にあっては都税)にかかる税に滞納がないことを証する証明書を提出してください。</u></p> <p>※国税・都道府県税(特別区を除く。)にかかる完納証明書は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 [法人市民税、固定資産税、軽自動車税等] 委任先(支店、事業所等)がある場合、その委任先を所管する市町村役場等の完納証明書を提出してください。 ・個人の場合 [個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等] 税の徴収猶予、課税なしの場合は、その旨の証明が必要です。
郵便ハガキ1枚	<p>郵便ハガキは審査結果決定通知に使用します。<u>宛名を記入し裏面には何も記入しないでください。</u></p> <p>なお、申請書を郵送される場合で受領書が必要な方は、もう1枚郵便ハガキを同封していただくか、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。</p>

※ 上記の他、必要に応じ証明書等の提出を求めています。